

# 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス） Q&A

2022.12.1

No.	項目分類	質問の趣旨	回答
1	サービスの基準	新たに通所型サービスAのみ実施することはできるか。	実施できる。
2		通所介護、介護予防通所介護相当サービス、通所型サービスAの管理者は兼務できるか。	兼務可能。
3		通所型サービス A の人員基準において、通所介護等を提供する事業所における介護職員は、当該従事者を兼務することは可能だが、当該従事者として勤務する時間を、通所介護等を提供する事業所の常勤換算に加えることはできないが、勤務の実態を別に勤務表などで示す必要はあるか。	通所介護と通所型サービス A に従事する職員の兼務関係を明確に分けて勤務表等に記載すること。
4	対象者と利用手続き	40歳～64歳の特定疾病の方も、事業対象者になることができるか。	40歳～64歳の第2号被保険者の方は、基本チェックリストの実施による「事業対象者」になることはできない。総合事業のサービスを希望される場合は、要支援認定を受ける必要がある。
5		基本チェックリストにより、事業対象者となった場合、有効期間はあるのか。	鎌ヶ谷市の事業対象者の有効期限は4年間。
6	指定	事業の目的として定款等に位置付ける際には、事業名としてどのように記載するのが適切か。	介護保険法で使用されている用語にて記載して頂くことが適当であると考えます。【例】介護保険法に基づく第1号訪問事業、介護保険法に基づく第1号通所事業。
7		指定登録は必要か。現に他サービスの指定を受けている場合、事業所番号は同じでいいのか。	事業所番号は同じとなります。指定登録は必要となる。
8		書類の保管期間は何年でよいのか	現行の事業の保存期間5年と同様で差し支えない
9		運営基準は訪問介護等とは別に単独でつくるのか。	別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えない。
10		総量規制はあるのか。	第8期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中は計画で定めていないため規制はない。

11	報酬・加算	加算について、運動器機能向上加算などは設定しないのか。	通所型サービス A の考え方として従事者の資格要件を緩和し、簡略化した基準であるサービスの為、専門職の専従要件や専門性の高いサービス提供の加算は設定しない。
12		ベースアップ等支援加算について、10月からの報酬改定は適応されるのか。	算定ができるよう要綱に入れていきます。改訂内容については介護保険最新情報 Vol.1082 に掲載されています。
13		通所型サービス A は2時間以上の短時間のサービス提供となるが送迎等で2時間以上のサービス提供を行えるか。	サービス提供を行うことはできるが、上乗せで報酬が支払われることはない。
14		利用者が月途中で死亡した場合や、入院した場合の日割り算定はどのようになるのか。	月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り計算する。月途中での入院は契約解除してあれば日割り算定、契約継続していれば報酬を算定する。
15	運営基準	管理者はサービスの提供を開始した時から、サービス計画に係る利用者の状態、提供状況について、介護予防サービス計画を作成した指定居宅介護事業所に報告はどの程度行うか。	3月に1回以上報告を行う。 状況変化がある際には都度報告とする。
16		通所型サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の期間はどの程度行うか。	サービス提供期間終了までにモニタリングを少なくとも1回は行う。
17		通所型サービス A の個別サービス計画書の書式については簡素化した別様式を考えているか	現行の書式をもとに作成。
18		サービス提供時間の定めはあるか	サービス提供時間は、利用者の心身状況等を勘案し適切な利用時間の設定が行われるものとする。 しかし、サービス水準の平準化の観点から通所型サービス A は2時間以上とする。
19		要支援 2 の場合、予め週 1 回の利用と決めていいか	基本的には、週 2 回程度の利用は可能だが、利用者への説明において了解のもと契約できれば差し支えない。
20	地域人材	地域のボランティア等を活用するにはどうすればいいか	高齢者支援課において「健幸サポーター」を養成しています。また、認知症の研修を受けた「オレンジサポート員」も地域にいるので依頼の希望があれば高齢者支援課まで

21	その他	CMが作成する計画書の期間について、介護認定有効期間にて作成していいか。	対象者の状況により判断いただきたいが、通所型サービス A の対象者で事業対象者または要支援者であれば介護認定有効期間としても差し支えない。
22		通所型サービス A を利用していたが、本人の状態が変わり介護認定を申請した。気をつけることはあるか。	通所型サービス A は要支援者等が利用するサービスであるため要介護認定申請を行い、介護認定審査会にて要介護と認定された場合は、当該要介護認定申請以降に利用したサービスは自費になるため注意が必要。

\*上記ご不明なことがありましたらお気軽にお問合せください。